

第27回

読谷村農業委員会会議録

第 27 回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和4年 11月 25日（金）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者7名 欠席者3名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	欠
4番	與久田 一徳	欠	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者6名 欠席者2名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		欠
比嘉 光雄		出	江田 守恭		欠
議事録署名委員		1番 伊波 正景 9番 真栄田 武			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程 1	会長諸般の報告
日程 2	会議録署名委員の指名について
日程 3	会期の決定について
日程 4	報告第11号 農地転用許可指令の接受について
日程 5	議案第50号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程 6	議案第51号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程 7	議案第52号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程 8	議案第53号 非農地証明願いについて

議長

これより第27回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告について —
- 日程2 会議録署名委員の指名について —
- 日程3 会期の決定について —

今回も新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、現地確認は事前に済ませておりますので、これから進めたいと思います。

日程4の報告第11号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第11号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局のほうから報告がありましたけれども、これは報告ですので、質問がなければ進めさせていただきます。

委員（3番）

上地ですけれども、どういうふうな取消しになっているか。7番と8番。

事務局

7番と8番の取消し内容でいいですか。

7番は長浜で一般住宅を造るということで許可を受けたが、本人の都合で長浜では住宅を建てる予定がなくなったと。本人は古堅校区のほうに引っ越したため、住宅の建設予定がなくなったため取消しになります。8番については今回申請が上がっています。法人で申請されており、一旦この法人の申請は取消しをして再度新規で、個人で先月申請をしているということになります。

議長

上地委員は今の回答で、報告でよろしいですか。

委員（3番）

僕らが許可したものだから、どうなっているのかとちょっと気になった。問題ありません。

議長

ほかに何かありますか。

（「進行」の声あり）

議長	進行の声ですので、次に移ります。次に日程 5 の議案第50号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書 4 ページをお開きください。 議案第50号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第50号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行ってまいります。 では、これより審議に入ります。受付番号 1 番について、地区担当のほうから御意見をお願いしたいと思います。
津波推進委員	推進委員の津波と申します。こちらは土地改良区で問題ないと思いますが、申請人は北中城村でマンゴー、パパイヤを栽培しており、申請地もマンゴーを計画しているということから問題はないと思います。周囲は全部土地改良区になっていまして、問題はないと思います。
議長	現地を確認した津波推進委員のほうからは、現地確認の意見のとおり許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号 1 番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号 1 番は許可相当で決定しました。 次の審議に移ります。受付番号 2 番について現地の委員。

上地推進委員	この畑は二、三年前までは別の人が使用していた。現在はもうやっ ていなくて荒地になっている、松田さんが新しく農業をやるというこ とで中城村でも契約で土地をやっていると。この人は知らないが3条 の申請で中城村でも同時申請となるが、中城村の事務局の方と連絡を 取り合って許可が下りたかどうか、ぜひ確認してほしい。 それと、所有権移転贈与ということですが、本人も池原、元 の土地の所有は池原洋一ですか。この方の前の所有者とかそういう関 係とか、その本人との関係ですね、少し事務局が知っていたら話して もらいたいと思います。
事務局	今回申請が読谷村で出ています。同時申請を中城村とあるが、午前 中に確認はしまして、今日の午後、中城村も総会でこの申請は出てい ますと。内容についても特に指摘されるような問題もないということ なので、恐らく許可相当で許可になると思われる、という回答を得て います。申請はちゃんと出ているということですね。この所有者の経 歴といいますか、確認すると、この譲受人の松田康元さんのお父さん ですかね、父に当たる方が昭和58年に農地法第5条の許可を条件に所 有権の仮登記が一応されてはいる土地ではあります。それからまた売 買、売買、贈与とかきて、一旦は今の譲受人の方に贈与がされている ような形にはなっているんですけども、ただまたこの池原さん、今 回の譲渡人の池原さんにまた相続が一旦されている。今回またこのよ うな申請に一応今なっている。ちょっと複雑なところではありま す。
上地推進委員	分かりました。いろいろ経緯があってそういうことになっていると いうことで、問題なければ3条でよろしいかと思います。以上です。
議長	上地推進委員としては許可相当の御意見でよろしいですか。
上地推進委員	はい、許可相当です。
議長	同じく現地を確認した伊波委員も同じ意見でよろしいですか。
委員（1番）	はい。

議長	この件に関してはほかの委員から御質問等がありましたら、お願いします。
委員（２番）	２番、屋宜です。今、中城村で同時申請とありますけれども、あっちの許可はもう下りる仮定で３条オーケーということでもいいんですか。もし、あっちで取れなければ下限面積でできないでしょう。
事務局	そうなると思います。ただ、事務局に確認したら、特に指摘されることはないという回答は得ています。ただ、総会は今からですけどという話がありました。
議長	今の屋宜委員の意見に対しては、ほかに何かありますか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	質疑を終結して採決に入りたいと思います。受付番号２番については、地区担当の方も許可相当の御意見でありますので、許可相当で決定することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。 次に日程６の議案第51号 農地法第４条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書14ページをお開きください。 議案第51号 農地法第４条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第51号 農地法第４条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても、写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行ってまいります。 まず、現地を確認した地区担当の御意見をお願いしたいと思います。比嘉委員どうぞ。

比嘉推進委員	豊彦です。受付番号1番は航空写真を御覧ください。申請地は用途地域内にあり、共同住宅を建築する計画があることから問題ないと思います。基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの何かありましたらどうぞ。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので進行したいと思います。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。 次に日程7の議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書15ページをお開きください。 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この審議につきましても写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行ってまいります。 まず、受付番号1番について、現地を確認した委員、
委員（6番）	知花勝也です。写真が次のページに載っています。瀬名波通信所の前道路際だが、土地が三角で、畑として利用はまずないかと思われる土地です。右下の写真を見てもらうと金網の目の前に道路との境目がある、残された農地なので許可相当かと。

議長	今、地区担当のほうからは何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員から意見ありますか。
事務局	事務局からもいいですか。こちら、結構最近問合せがある土地でして、第一種農地にはなっています。この道左側の農地に引っ張られるということ。県にも一応問合せをしております、10戸連坦、この瀬名波の県道沿いから10戸連坦で一応転用はできますという回答を一応得ています。転用について問題はない土地ではあります。
議長	転用は問題ないということですね。
事務局	はい、大丈夫です。
議長	ほかに委員から何かありませんでしょうか。なければ進行してよろしいですか。
	(「はい」の声あり)
議長	では、質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程8の議案第53号 非農地証明願いについて議題とします。 事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書16ページをお開きください。 議案第53号 非農地証明願いについて。
議長	ただいま議案第53号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても写真を掲載しておりますので、本日の現地調査を省略して質疑、採決を行ってまいります。 ではこれより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認

	した委員。
比嘉推進委員	豊彦です。受付番号1番は、長年耕作もされておらず今後も利用をする計画がないため、非農地として問題はないと思います。
議長	証明相当の御意見ということですね。今、比嘉推進委員のほうからは証明相当の御意見が出ましたけれども、ほかの委員から何かありましたらどうぞ。 (「異議なし」の声あり)
議長	進行したいと思います。質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は証明相当で決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した真栄田委員のほうでよろしいでしょうか。
委員(9番)	9番、真栄田です。写真の5ページをお開きください。この土地は軍用地跡地で、今整備事業を行っている土地で畑としては全く使用不可能で、下のほうはコーラルになっていますので証明相当でお願いします。
議長	現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見が出ました。ほかに御意見等ありましたらお願いしたいと思います。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので進行したいと思います。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号2番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査の確認書の記載については、事務局に一任することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

これをもちまして、日程１から日程８まで全ての審議が終了しました。

議決事項における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第27回読谷村農業委員会総会を終了いたします。お疲れ様でした。